

私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準 新旧対照表

新	旧
私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準	私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準
第 1（趣旨） 私立高等学校の通信制の課程の設置認可等については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号。以下「規程」という。）、その他関係法令の規定によるほか、私立高等学校の設置認可に関する基準（平成 17 年 4 月 1 日施行）及びこの取扱基準に定めるところによる。 第 2（基本方針） 中学校卒業者数が減少期にある間は、原則として、私立高等学校の通信制課程の設置（収容定員の増員を含む。）認可は抑制する。 <u>第 3（規模）</u> <u>1 通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならない。</u> <u>2 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示さなければならない。</u> <u>第 4（通信教育実施区域）</u> 1 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の通信教育を受ける生徒の住所の範囲（以下「通信教育実施区域」という。）は、面接指導に支障のない範囲で定めなければならない。 2 通信教育実施区域に他の都道府県を加える場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。 <u>第 5－1（通信教育連携協力施設）</u> 1 実施校の設置者は、規程第 3 条に規定する通信教育連携協力施設（面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設置する場合は、当該施設の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。	第 1（趣旨） 私立高等学校の通信制の課程の設置認可等については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号。以下「規程」という。）、その他関係法令の規定によるほか、私立高等学校の設置認可に関する基準（平成 17 年 4 月 1 日施行）及びこの取扱基準に定めるところによる。 第 2（基本方針） 中学校卒業者数が減少期にある間は、原則として、私立高等学校の通信制課程の設置（収容定員の増員を含む。）認可は抑制する。 （新設） <u>第 3（通信教育実施区域）</u> 1 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の通信教育を受ける生徒の住所の範囲（以下「通信教育実施区域」という。）は、面接指導に支障のない範囲で定めなければならない。 2 通信教育実施区域に<u>千葉県のほか</u>他の都道府県を加える場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。 <u>第 4－1（通信教育連携協力施設）</u> 1 実施校の設置者は、規程第 3 条に規定する通信教育連携協力施設（面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設置する場合は、当該施設の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。

2 通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならない。 (1) 実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。 (2) 提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。 (3) 風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと。 <u>3 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示さなければならない。</u> <u>4 実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）に適合することを確認し、その結果を文書により示さなければならない。</u> <u>5 実施校の設置者は、学則において、設置する通信教育連携協力施設ごとに名称、所在地、定員及び教職員数を定めなければならない。</u> <u>6 実施校の設置者は、学則の規定を変更する場合は、あらかじめ知事に申請又は届出を行わなければならない。</u> <u>7 実施校の設置者は、各年度2回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営が適切に行われていることを現地で確認しなければならない。</u> <u>8 実施校の設置者は、各年度1回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営について、生徒、保護者、教職員等に教育上、安全上、支障がないか確認するとともに必要な改善を図らなければならない。</u> <u>9 他の都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。</u> <u>第5-2（面接指導等実施施設）</u> 1 実施校の設置者は、面接指導等実施施設を設置する場合は、実施校と同等の教育の質を<u>確保していることを確認し、その結果を文書により示さなければならない。</u> <u>2 面接指導等実施施設は、実施校の分校（設置者が専ら当該実施校の教育の用に供するため、実施校とは別に設置して、実施校に準じた基準を満たす施設をいう。）又は協力校であることを基本としなければな</u>	2 通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならない。 (1) 実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。 (2) 提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。 (3) 風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと。 (新設) <u>3 実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準に適合することを確認しなければならない。</u> <u>4 実施校の設置者は、学則において、設置する通信教育連携協力施設ごとに名称、所在地、定員及び教職員数を定めなければならない。</u> <u>5 実施校の設置者は、学則の規定を変更する場合は、あらかじめ知事に申請又は届出を行わなければならない。</u> <u>6 実施校の設置者は、各年度2回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営が適切に行われていることを現地で確認しなければならない。</u> <u>7 実施校の設置者は、各年度1回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営について、生徒、保護者、教職員等に教育上、安全上、支障がないか確認するとともに必要な改善を図らなければならない。</u> (新設) <u>第4-2（面接指導等実施施設）</u> 1 実施校の設置者は、面接指導等実施施設を設置する場合は、実施校と同等の教育の質を<u>確保しなければならない。</u> <u>2 面接指導等実施施設は、学校法人が所有する教育施設（大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校）又は、指定技能教育施設（法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をい</u>
---	--

<u>らない。ただし、教育上支障がない場合は、学校法人が所有する教育施設（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）又は指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）を面接指導等実施施設とすることができる。</u> <u>3 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていなければならない。</u> 第5－3（学習等支援施設） 1 実施校の設置者は、学習等支援施設を設置する場合は、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備しなければならない。 2 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係について、生徒及び保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。 第6（通信教育の方法） 1 面接指導及び試験は、実施校又は面接指導等実施施設において行うものとする。 2 面接指導等実施施設において面接指導等を行う場合は、実施校の教員が行わなければならない。 第7（教職員） <u>1 教職員の数については、規程第5条に定める基準に適合し、かつ、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。</u> <u>2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員が配置されていなければならない。</u> <u>3 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かななければならない。</u> 第8（生徒募集） 実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。	<u>う。）でなければならない。</u> （新設） 第4－3（学習等支援施設） 1 実施校の設置者は、学習等支援施設を設置する場合は、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備しなければならない。 2 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係について、生徒及び保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。 第5（通信教育の方法） 1 面接指導及び試験は、実施校又は面接指導等実施施設において行うものとする。 2 面接指導等実施施設において面接指導等を行う場合は、実施校の教員が行わなければならない。 第6（教職員） 教職員の数については、規程第5条に定める基準に適合し、かつ、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。 （新設） （新設） 第7（生徒募集） 実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。
--	---

第9（設置認可後の履行状況の確認）

- 1 知事は、実施校の設置者等が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めるときは、当該事項の内容を通知するものとする。
- 2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、実施校の設置者等に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成20年12月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成29年9月11日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 中学校卒業生数が減少期にある間は、私立高等学校の通信制課程を新たに設置する場合、次の事項を満たさなければならない。
 - （1）社会情勢の変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い教育を行う場合
 - （2）生徒を取り巻く諸課題に対応した多様で柔軟な教育を行い、教育条件の著しい向上に資する場合
- 3 前項の規定により認可する場合、特に、次の事項を確認できるものであることとする。
 - （1）将来的にも十分な生徒確保の見込みがあること
 - （2）将来的にも経営基盤の安定性が確保されていること

第8（設置認可後の履行状況の確認）

- 1 知事は、実施校の設置者等が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めるときは、当該事項の内容を通知するものとする。
- 2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、実施校の設置者等に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成20年12月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成29年9月11日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 中学校卒業生数が減少期にある間は、私立高等学校の通信制課程を新たに設置する場合、次の事項を満たさなければならない。
 - （1）社会情勢の変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い教育を行う場合
 - （2）生徒を取り巻く諸課題に対応した多様で柔軟な教育を行い、教育条件の著しい向上に資する場合
- 3 前項の規定により認可する場合、特に、次の事項を確認できるものであることとする。
 - （1）将来的にも十分な生徒確保の見込みがあること
 - （2）将来的にも経営基盤の安定性が確保されていること

<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この基準は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。</u>	(新設)
---	------